環境省令第二号経済産業省

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成十三年法律第六十四号) を実施するため、

フロ ン類の使用の合理 化及び管理 の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

フ 口 ン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一 部を改正する省令

フロ ン類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 使用 の合理化及び管理 の適正化に関する法律施行規則 (平成二十六年程済産業省 令第七号) 0

部を次のように改正する。

第 条第三項中 「規格八一七」の下に「等」を、 「第五十二条」の下に 一、 第七十二条、 第七十五条」 を

加え、 「及び様式第四」 を 様式第四及び様式第八」 に改める。

第五十五条第一項第七号及び第七十条第一項第五号中「各号」を「イからへまでに掲げる事項」 に改める。

附則